

政治的教養を育む教育推進のための高校生向け補助教材
「はじめての投票用紙」

活用の手引

(令和4年度版)

大阪府選挙管理委員会

目次

1	はじめに	1	
2	活用に当たって	2	
3	各パートの解説	3	
	(1) 投票用紙の秘密 (補助教材の表面)	3	
	<table border="1"><tr><td>コラム 投票用紙のデザイン</td></tr></table>	コラム 投票用紙のデザイン	
コラム 投票用紙のデザイン			
	(2) 考えてみよう (補助教材の裏面左側)	5	
	(3) 選挙トリビアクイズ (補助教材の裏面右側)	8	
	<table border="1"><tr><td>コラム 満18歳未満の者の選挙運動</td></tr></table>	コラム 満18歳未満の者の選挙運動	
コラム 満18歳未満の者の選挙運動			
4	活用例	10	
	〔例1〕 補助教材を使った小ワーク		
	～投票用紙の秘密と選挙クイズ～	10	
	〔例2〕 補助教材を使った小ワーク		
	～グループディスカッションを含めて～	11	
	〔例3〕 補助教材を使って模擬選挙を行う	12	
参考	障がいのある方等の選挙権行使に対する支援について	14	

1 はじめに

選挙は、民主政治の基盤をなすものであって、その健全な発達を期するためには公明かつ適正な選挙が不可欠であり、国民一人ひとりにとって、政治に参加する重要な機会です。

近年、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けており、これは大阪府内においても例外ではありません。特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。

大阪府選挙管理委員会では、これまでも、小中学生向けの副読本の配付や、学校における出前授業の実施、新成人への啓発活動等を通して、若者の政治意識の向上や子どもたちの意識の醸成等に取り組んできました。

このような中、選挙権を有する者の年齢が、年齢満 20 歳以上から年齢満 18 歳以上に引き下げられ、学校等における政治的教養を育む教育をより一層推進することが求められています。

こうした状況も踏まえ、高校生向け補助教材「はじめての投票用紙」を作成しました。

これは、選挙を通じた政治参加がより身近なものとなった高校生に、政治や選挙に関心を持ってもらうよう、選挙で使用される投票用紙と同じ特殊な素材に、政治や選挙に関するクイズやディスカッションテーマ等を掲載するとともに、模擬選挙等で投票用紙として使用できるものを作成し、主に府内の高校 3 年生に配付することとしたものです。

あわせて、補助教材を活用する際の参考資料として、教員向けに本手引をまとめました。

補助教材及び本手引が活用され、学校における政治的教養を育む教育推進の一助となれば幸いです。

大阪府選挙管理委員会

2 活用に当たって

- 補助教材は、実際の選挙で使用される投票用紙と同じ素材で作成されており、中央のミシン目で切り離すことにより、実際の選挙で使用される投票用紙と同じサイズの投票用紙として使用できます。
- 補助教材は、ホームルーム等の時間の一部を利用して、簡単な解説とあわせて生徒に配付いただくといった活用から、模擬選挙や生徒会長選挙、その他クラス内で投票を行う際に投票用紙として使用するという活用まで、各学校における政治的教養を育む教育の取組み状況に合わせて、御活用いただけます。
- 補助教材は、主として3年生に配付されることを想定しています。
- 外国籍の生徒は、満18歳になっても、国や地方の選挙において選挙権を有しません。一方、条例による住民投票においては、一定の条件を満たす外国籍の住民の投票を認めている自治体もあります。また、外国籍であっても、満18歳以上であれば選挙運動を行うことは認められており、これらの活動を通して政治に参加することが可能です。

よって、選挙に関する基本的な知識を持つことや、選挙と政治の関係を考察し理解を深めることは、選挙権の有無に関わらず、重要な政治的教養の一つであるといえます。補助教材を使った指導において、外国籍の生徒への配慮が必要な場合は、このような観点を踏まえ、上記のような政治への参加方法に加えて、議会への請願など、選挙権の有無に関わらず様々な方法があることを伝えてください。

重要な注意事項

補助教材に付属する投票用紙は、模擬選挙や生徒会長選挙等で使用されることを想定しているものであり、実際の選挙では使用できません。実際の選挙において、誤ってこの投票用紙を使用した場合、その一票は無効となってしまいます。

よって、投票用紙を生徒が持ち帰る場合は、以下の点について、注意喚起をお願いします。

- ① この投票用紙は、実際の選挙では使用できないこと。
- ② この投票用紙を投票所に持ち込まないこと。

3 各パートの解説

(1) 投票用紙の秘密(補助教材の表面)

【目的】

本物の投票用紙の面白さを通じて、選挙や投票に対する“距離”を縮めてもらうことを目的にしています。

【解説】

1 投票用紙の特徴

補助教材は、本物の投票用紙と同じ「ポリプロピレン」という合成樹脂（プラスチック）でできています。この合成樹脂製の投票用紙には、普通の紙とは異なる下記のような特徴があります。

① 高い復元性 ⇨ 勝手に開き、開票時間短縮

合成樹脂製の投票用紙は、普通の紙に比べて、折り曲げても元に戻ろうとする復元性が高いことが特徴です。投票用紙は、折って投票箱に入れられることが一般的であるため、普通の紙の場合、開票作業の際に、投票用紙を1枚ずつ開ける作業（開披作業）が必要になります。従来は、この開披作業に多くの時間と労力を費やしていました。しかし、この合成樹脂製投票用紙が導入されて以降、投票箱の中で、ある程度勝手に開くため「開披作業」が不要となり、開票に要する時間を大幅に短縮することができるようになりました。

② 偽造防止 ⇨ 入手しにくい

投票用紙用の専用素材は、一般には入手しにくいものになっています。よって、普通の紙に比べて偽造されにくく、公正な選挙の実現に寄与しています。

③ 高い耐久性 ⇨ 破れにくく、集計機器で扱いやすい

合成樹脂製の投票用紙は、普通の紙と比べ耐久性が極めて高く、人が手で破ろうとしても破れないほどです。

また、耐久性が高いため、普通の紙に比べて、票を数えるための計数機や自動読み取り機で扱いやすく、開票作業の迅速化に寄与しています。

2 投票用紙部分

- 補助教材は中央のミシン目で切り離すことにより、投票用紙として使用できます。切り離し後の投票用紙は、大阪府選挙管理委員会が作成している実際の投票用紙と同じサイズです。

〔コラム〕 投票用紙のデザイン

実際の投票用紙のデザインや記載事項は、公職選挙法施行規則等に規定されており、選挙の種類によって異なります。また、投票用紙の色も、選挙により様々です。

(2) 考えてみよう (補助教材の裏面左側)

【目的】

若者の投票率が低い理由と投票率が低いことによる問題点について考えることで、投票に行くことの意義について理解を深めます。

【解説】

➤ 本パートでは、グループで話し合うことを想定し、ディスカッションテーマを記載しています。今回のテーマは、「若者の投票率が低いのはなぜでしょうか?」「若者の投票率が低いと、どんな問題があるのでしょうか?」とし、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙の年代別投票率を資料として記載しています。この資料からは、18歳、19歳の投票率や20代の投票率が他の世代と比較して低いことが読み取れます。

➤ 話し合いの主な論点としては、以下の点を想定しています。

(1) 若者の投票率が低いのはなぜでしょうか?

・投票率が低い理由

総務省が実施した、「18歳選挙権に関する意識調査」によると、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙において18歳～20歳が「投票に行かなかった理由」は、「今住んでいる市区町村で投票することができなかったから」が21.7%と最も多く、次いで「選挙にあまり関心がなかったから19.4%」「投票所に行くのが面倒だったから16.1%」でした。

若者の投票率が低いことについては様々な理由があると考えられますが、上記調査結果からは、大学生等が住民票を異動しておらず、住んでいる場所で投票できなかったことや、政治・選挙に対する関心が低いことなどがその理由として考えられます。

〔投票に行かなかった理由〕

①今住んでいる市区町村で投票することができなかったから : 21.7%

②選挙にあまり関心がなかったから : 19.4%

③投票所に行くのが面倒だったから : 16.1%

④どの政党や候補者に投票すべきかわからなかったから : 11.9%

⑤自分のように政治のことがよくわからないものは投票しない方がよいと思ったから : 10.7%

⑥私一人が投票してもしなくても世の中は変わらないと思ったから : 9.7%

- ⑦選挙によって政治はよくならないと思ったから : 7.9%
- ⑧不在者投票の手続が面倒だったから : 5.4%
- ⑨選挙結果がどのような影響をもたらすかわからなかったから : 4.1%
- ⑩不在者投票制度を知らなかったから : 3.5%
- ⑪今の政治を変える必要がないと思ったから : 2.0%

総務省「18歳選挙権に関する意識調査」

・住民票異動の届出と投票方法

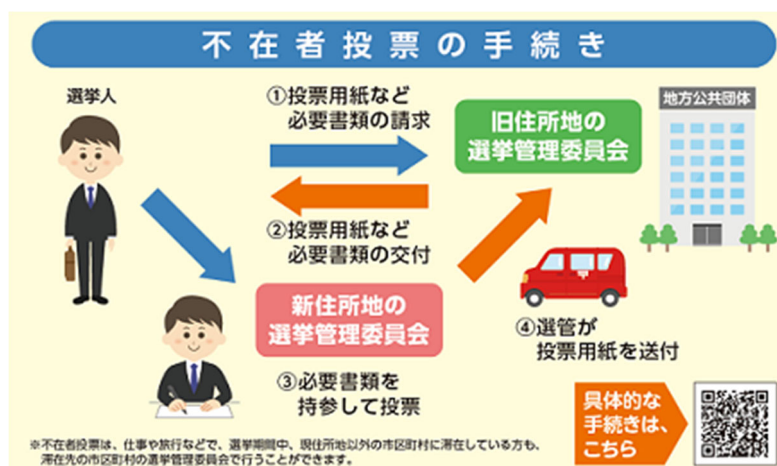
「投票に行かなかった理由」として「今住んでいる市区町村で投票することができなかったから」が最も多く挙げられているのは、大学生等が住民票異動の手続きを行っていなかったことが主な原因と考えられます。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿登録されていることが必要です。そして選挙人名簿の基礎となる住民基本台帳は選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報です。進学や就職等で引っ越した場合には、住民票異動の届出が必要であり、実際に居住する住所地で投票するためにもその必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また住民票を移して3ヶ月を経過しない間における選挙(地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。)においては、旧住所地に3ヶ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができます。よって、その際の投票方法として、不在者投票の手続等を知っていただく必要があります。

この点について、平成29年3月に総務省が公表した「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」において「住民票異動については、地域住民としての前提であり、その意義や必要性を、学生、保護者ともに理解してもらうことが必要である」との指摘がなされています。

補助教材を御活用いただく際には、特に進学や就職等で引っ越しをすることが見込まれる3年生に対して、住民票異動の届出の必要性についても併せて、授業における周知啓発の御協力をお願いします。



(2) 若者の投票率が低いと、どんな問題があるのでしょうか？

世代間の差を投票率で見ると、20歳代と60歳代では、2倍以上の差がありますが、実際の投票数で見れば、この差はもっと大きいことが分かります。

平成29年9月1日現在の人口推計を見ると、20歳代は約1,250万人であるのに対して、60歳代の人口は約1,780万人となっています。これらを計算してみると、20歳代の投票数は約423万票、60歳代の投票数は約1,280万票となり、その差はおよそ3倍となります。

(参考) 投票数の差

	人口	投票率	票数
20代	約1,250万人	33.85%	約423万票
60代	約1,780万人	72.04%	約1,280万票

約3倍

H29.10.22 執行衆議議員総選挙投票率と人口 (平成29年9月1日現在(確定値))

少子高齢化が進み、若者の人口自体が減少している中で、若者の投票率が低いと、若者の声が政治に届きにくくなり、若者向けの政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要したりする可能性があります。一方で、高齢者の人口は若者に比べて多く、投票率も高いことから、高齢者向けの政策は優先される傾向になります。

また、若者に限りませんが、選挙に行かない人たちの意見は政治に反映されにくいことから、選挙に必ず行く一部の人の考えに沿った政治が行われる可能性が高まることにもなります。

(3) 選挙トリビアクイズ（補助教材の裏面右側）

【目的】

本パートでは、選挙に関する「意外な知識」をクイズ形式にすることにより、選挙を意識し、身近に感じてもらうことを目的としています。

なお、クイズの答えは、大阪府選挙管理委員会のホームページにも掲載しています。

【解説】

それぞれの問題と解答に対する説明は以下の通りです。

Q 1 投票所に朝一番に来た人だけができることは？

- ① 入場の時、テープカットをする
- ② 投票箱の中を見る
- ③ 開票作業を見学する

A. ②投票箱の中を見る

投票所に一番に来た人には、不正がないことを確認してもらうために、投票箱の中に何も入っていないことを確認してもらうこととなっています。（公職選挙法施行令第34条）

ちなみに開票作業は、選挙人であれば、選挙人名簿に登録されている市町村の開票の様子を参観できます。

Q 2 インターネット選挙運動のうち誤っているものは？

- ① ウェブ上の選挙運動用文書図画を選挙期日もそのままにしておく
- ② 選挙後、当選・落選について、有権者にメールやウェブで挨拶をする
- ③ 18歳未満の者が、インターネット選挙運動を行う

A. ③ 18歳未満の者が、インターネット選挙運動を行う

満18歳未満の者は、インターネットによる選挙運動を含め、全ての選挙運動が禁止されています（公職選挙法第137条の2第1項）。

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために直接又は間接に有利な行為」とされています。例えば、満18歳未満の者が、特定の候補者を当選させるために、SNSで候補者を応援する内容の投稿をしたり、動画投稿サイトに候補者の演説の様子を投稿したりすると、法律違反で罰せられるおそれがありますので、注意が必要です。

<参考ページ> インターネット選挙運動の解禁に関する情報
<http://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/netsenkyo/index.html>

Q 3 選挙運動として認められていないものはどれ？

- ① 選挙カーから名前を連呼する
- ② 無作為に電話する
- ③ 名前入りのティッシュを街頭で配る

A. ③ 名前入りのティッシュを街頭で配る

公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、公職にある者は当該選挙区内にある者に対し、どんな理由であっても寄附をすることができないとされています。(公職選挙法第 199 条の 2)

公職の候補者等が「価値のあるもの」を有権者に渡すことは、上記の禁止される寄附にあたる可能性があります。それがたとえ「ティッシュ」でも、です。

4 活用例

〔例1〕 補助教材を使った小ワーク ～投票用紙の秘密と選挙クイズ～

所要時間：約10分

時間		学習の流れ	補足・ポイント
1分	導入 <u>5～7ページ</u> <u>参照</u>	補助教材を一人1枚配付 投票率が低い現状と問題点について説明。	
2分～ 3分	投票用紙を知る <u>3～4ページ</u> <u>参照</u>	投票用紙が紙でなく合成樹脂（プラスチック）でできていること及びその理由を説明。	生徒に投票用紙を自由に触ってもらう。 →投票用紙を切り離し、各自で折ってみる。 →手で引っ張って強度を体感する。
4分～ 5分	選挙トリビアクイズ <u>8～9ページ</u> <u>参照</u>	生徒にクイズに取り組みせ（1～2分）、教員が答えと解説を発表する。	時間がない場合、教員が1題ずつ問題を読み、答えを発表しながら進める。
1分	総括	教員によるまとめ。 （例） 選挙は政治に参加する重要な手段の一つ。 誰かに任せるのではなく、積極的に選挙を通じて、日本や地域の課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加していくことは、権利であり、国家・社会の形成者としての責務ともいえるもの。	最後に、補助教材は持ち帰ることも可能だが、配付した投票用紙は実際の選挙では使えないこと及び実際の投票所に持ち込んではならないことを説明。

〔例2〕 補助教材を使った小ワーク ～グループディスカッションを含めて～

所要時間：約 20 分

時間		学習の流れ	補足・ポイント
1分 ～ 2分	導入	補助教材を一人1枚配付 趣旨説明。	
2分 ～ 3分	投票用紙を知る <u>3～4ページ</u> <u>参照</u>	投票用紙が紙でなく合成樹脂（プラスチック）でできていること及びその理由を説明。	生徒に投票用紙を自由に触ってもらう。 →投票用紙を切り離し、各自で折ってみる。 →手で引っ張って強度を体感する。
4分 ～ 5分	選挙トリビアクイズ <u>8～9ページ</u> <u>参照</u>	生徒にクイズに取り組みせ（1～2分）、教員が答えと解説を発表する。	時間がない場合、教員が1題ずつ問題を読み、答えを発表しながら進める。
10分	考えてみよう （グループディスカッション） <u>5～7ページ</u> <u>参照</u>	4人程度のグループに分かれて、若者の投票率が低い理由と問題点を話し合う。 話し合った結果を発表する。 教員から若者が投票に行かない理由を、アンケート調査の結果から紹介するとともに、若者の投票率が低いことによる政治への影響を説明する。	議論が進みにくい場合は、以下のヒントを提供する ・投票するに当たって障害となることにはどんなことがあるだろう？ ・若い有権者の投票率が低いと、どのような政治が行われる可能性があるだろう？
1分	総括	教員によるまとめ。 （例） 選挙は政治に参加する重要な手段の一つ。 誰かに任せるのではなく、積極的に選挙を通じて、日本や地域の課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加していくことは、権利であり、国家・社会の形成者としての責務ともいえるもの。	最後に、補助教材は持ち帰ることも可能だが、配付した投票用紙は実際の選挙では使えないこと及び実際の投票所に持ち込んではならないことを説明。

〔例3〕 補助教材を使って模擬選挙を行う

※ここでは、架空の市長選挙による模擬選挙を想定しています。

※補助教材以外に、架空の市長選挙の選挙公報及び投票箱等をあらかじめ準備しておく必要があります。

所要時間：約 50 分

時間	学習の流れ		補足・ポイント
1分 ～ 2分	導入	補助教材を一人1枚配付 趣旨説明。	
10分	考えてみよう (グループディスカッション) 5～7ページ 参照	4人程度のグループに分かれて、若者の投票率が低い理由と問題点を話し合う。 話し合った結果を発表する。 教員から若者が投票に行かない理由を、アンケート調査の結果から紹介するとともに、若者の投票率が低いことによる政治への影響を説明する。	議論が進みにくい場合は、以下のヒントを提供する。 ・投票するに当たって障害となることにはどんなことがあるだろう？ ・若い有権者の投票率が低いと、どのような政治が行われる可能性があるだろう？
4分 ～ 5分	選挙トリビアクイズ 8～9ページ 参照	生徒にクイズに取り組みせ(1～2分)、教員が答えと解説を発表する。	時間がない場合、教員が1題ずつ問題を読み、答えを発表しながら進める。
30分	模擬選挙	選挙公報を配付 個人ワーク (5分) ・選挙公報に記載されている各候補者の主張について、特徴や相違点を確認する。 グループワーク (10分) ・4人程度のグループに分かれ、誰が一番良いと思ったかを、理由と一緒に発表した上で、誰が最もふさわしいか議論する。	選挙公報の作成方法を含む模擬選挙のやり方については、「私たちが拓く日本の未来(指導資料)実践編：模擬選挙(1)(2)」等を参考。 グループとしての結論を出す必要はなく、自分とは異なった考え方や価値観があることを認識することに重点を置く。

	<p>3～4ページ 参照</p>	<p>投票（7～8分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「投票用紙の秘密」を解説する（2～3分） ・最もふさわしいと思った候補者名を投票用紙に書き、投票箱に投票する。 <p>開票（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒2～3名と教員で開票作業を行い、結果を発表する。 	<p>生徒に投票用紙を自由に触ってもらおう。</p> <p>→投票用紙を切り離し、各自で折ってみる。</p> <p>→手で引っ張って強度を体感する。</p> <p>投票箱や記載台の貸出を行っている市町村選挙管理委員会もあるので、積極的に利用する。</p> <p>投票の秘密が守られるよう注意する。</p>
3分	総括	<p>教員による振り返りとまとめ。</p> <p>（例）</p> <p>実際の選挙においては、自分の投票した人が当選者になった場合も、そうでない場合も、当選者がどのような政治を行っていくのか、見続けていくことが重要。そうすることで、次の選挙における判断の材料にすることができる。</p> <p>選挙は政治に参加する重要な手段の一つ。</p> <p>誰かに任せるのではなく、積極的に選挙を通じて、日本や地域の課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加していくことは、権利であり、国家・社会の形成者としての責務ともいえるもの。</p>	<p>最後に、補助教材は持ち帰ることも可能だが、配付した投票用紙は実際の選挙では使えないこと及び実際の投票所に持ち込んではならないことを説明。</p>

参考 障がいのある方等の選挙権行使に対する支援について

支援学校での補助教材を使った授業等において、生徒の障がいの内容や程度に応じ、生徒への情報提供をお願いします。

(1) 点字による投票について

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。点字での投票を希望する場合は、受付の際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出てください。

投票に当たっては、点字投票用の投票用紙が交付されますので、その用紙で投票してください。(点字器は、各投票所に用意しています。)

各投票所には、点字版の候補者氏名等の名簿が備え付けられています。

(2) 代理投票について

病気やけがなどで字が書けない方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。

受付の際に、代理投票をしたいことを投票管理者に申し出、投票管理者が代理投票の事由があると認める場合には、投票所の事務に従事する者のうちから、二人の補助者が指定されます。そのうち一人が選挙人の指示する内容を書き、残りの一人が立ち会います。この場合、選挙人の意思表示は、原則、口頭によって確認することになりますが、選挙人の意思に基づく限り、投票所に貼られている候補者等の氏名を指し示す方法や紙片・名刺等の提示によって意思表示を確認することも可能です。なお、誰に投票したかという投票の秘密は厳守されます。

(3) 点字版、音声テープ版及び音声 CD 版の選挙公報について

大阪府選挙管理委員会では、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、点字版、音声テープ版または音声 CD 版の選挙公報を希望者に配付(無料)しています。これらの点字版、音声テープ版及び音声 CD 版の選挙公報を希望する場合には、大阪府選挙管理委員会までお問い合わせください。(衆議院比例代表選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に限り、音声コード付拡大文字版の選挙公報があります。)

なお、各市町村における首長選挙・議会議員選挙における点字版、音声テープ版及び音声 CD 版の選挙公報については、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

(4) 郵便等による不在者投票について

身体障がい者手帳を持っており、次のような障がいのある選挙人の方は、期日前投票又は一般の不在者投票のほかに、現在する場所(自宅など)で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

(ア) 身体障がい者手帳に以下の事項が記載されている方

- ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級
- ・免疫、肝臓の障がいの程度が、1級から3級まで

(イ) 身体障がい者手帳を持っており、障がいの程度が前記(ア)の程度に該当することを、大阪府内の各市町村長が証明した方

※ 郵便等による不在者投票を行うためには、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、予め交付を受ける必要があります。また、その「郵便等投票証明書」を添えて、選挙期日の4日前までに、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、郵送などにより投票用紙等の交付を請求する必要があります。

郵便等による不在者投票の手続や方法については、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(5) 手話通訳について

投票所に手話通訳者を派遣している市町村もありますので、投票所において手話通訳が必要な方は、事前に各市町村選挙管理委員会に申し出てください。

大阪府選挙管理委員会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号

(TEL) 06-6944-9118

(FAX) 06-6944-3548